



工期をさらに5年延長、発電目的も追加

ハッ場ダム、またしても計画変

国土交通省は12月13日、ハッ場ダム事業の工期を5年間延長すると発表、この結果、完成の時期も2010年度から2015年度にずれ込む。さらに、群馬県が発電事業に参加を申請、工期延長と発電目的の追加について、またしても基本計画の変更が行われる事態となった。国交省は近く変更案を各都県知事に提示し、各知事は議会の議決を経た上で、回答する。

今回はコスト縮減に努めたので事業費の増額はないというが、前回、2001年に10年延長の計画変更をした時も、増額はないといいながら、2年後には事業費倍増(2110億円→4600億円)の計画変更に至った。そもそもコスト縮減額はわずかであり(H16年度で0.4%)、建設予定地は地質が悪いため難工事で、むしろ工事費は膨らんでいくことが予想される。

発電目的の追加では「クリーンエネルギーを供給」などと謳っているが、だまされてはいけない。吾妻川にはすでに東電の発電所がいくつもあり、ハッ場ダムができるとダムに水をためるため、それらの発電所への送水量が大幅に減り、吾妻川の全発電量はむしろかなり小さくなってしまふ。新発電所の最大発電量は11,700kWの予定だが、ダム下流の既設の5発電所の最大発電量は合計97,800kWもある。さらに、東電に対する多額の減電補償が必要で、これは未定だとして事業費には含まれていない。事業費がこのままで済むとは到底考えられない。

私たちは、水余りの現状から、ハッ場ダムの不要性を訴えているが、完成予定の平成27年は東京でも人口が減少に転じると予測されており、ますます水需要は縮小する。前回の事業費倍増の際、関係6都県は次のようにくぎを刺している。

「平成22年度の完成ということが、利水者がハッ場ダムへの参画を判断する一つの材料となっており、予定年度における完成を強く要望したい。(完成が遅れた場合、ダム完成の時点で、ダム参加が不要になっていることも想定されるため。)」

現実には6都県が恐れた通りになっており、今こそ、「ハッ場ダムは不要だ」という英断を下すべきだ。1月8日にはハッ場・あしたの会が、国交省大臣宛に「ハッ場ダムの工期延長に対する意見書」を、ダム工事事務所長宛に「ハッ場ダムの工期延長と再評価に関する公開質問書」を提出し、計画変更に関わる数々の疑問点について質した。私たちも他県のストップさせる会とも連携しながら、東京都や都議会に対して早急に有効な働きかけを始めたい。

ハッ場ダム中止への力強い動きを作るべく今年もどうぞよろしくお願いします!

(深澤)



＝各地の裁判日程＝

宇都宮市	1月16日(水)	午後1時30分	宇都宮地裁(証人尋問)
茨城	1月22日(火)	午後1時30分	水戸地裁
埼玉	1月23日(水)	午後4時00分	さいたま地裁(進行協議)
栃木	1月24日(木)	午後1時10分	宇都宮地裁
群馬	2月29日(金)	午後1時30分	前橋地裁
埼玉	3月5日(水)	午後4時00分	さいたま地裁(進行協議)
東京	3月6日(木)	午後4時00分	東京地裁(弁論準備)
千葉	3月18日(火)	午前10時30分	千葉地裁
群馬	4月25日(金)	午後1時30分	前橋地裁

進行協議報告

12月11日、第15回期日では、今後、証人尋問手続に入るかどうか等の進行について話し合いが行われました（非公開の進行協議期日）。

被告東京都らは、公金支出の違法性について、「被告がハッ場ダム事業の費用を負担することは、国の命令に基づく義務だから、被告には、ハッ場ダム事業の費用を負担すべきかどうか、判断する権限も責任もない。したがって、被告がハッ場ダムの費用を負担しても違法にはならない」と主張しています。

これに対し、原告からは、「ハッ場ダム事業の費用を被告が負担すべきかどうかについて、被告自ら判断することができることは、地方財政法25条の規定からも明らかである」と反論した上で、東京都において新たな水源開発をする必要性が全くないことを証明するため、水問題研究家の嶋津暉之さんと、元水道局職員の遠藤保男さんの意見書を提出し、証人採用を求めました。嶋津さん・遠藤さんの意見書は、それぞれの調査・経験に基づき、「東京都・水道局はすでに湯水に対応できるだけの十分な水源を保有している」「このような現状において、地下水の活用や浄水場の維持管理といった本来的業務を十分に行わないまま、ダム開発に巨費を投じ、都民や水道利用者にツケをまわすことは許されない」と東京都の水道行政を厳しく批判する内容で、大変読み応えがあります。本件訴訟のホームページに掲載されていますので、ぜひご一読下さい。

原告は、次回期日までに、さらに5名の証人候補者の意見書を提出し、証人尋問手続に入るよう求めます。次回3月6日の期日は、一般傍聴はできませんが、次々回以降証人尋問手続に入るかどうかの山場ですので、皆さんご注目下さい。（西島）

11.4 シンポジウム

“ダムに負けない村 ハッ場から地域の再生を考える”に参加して

加藤登紀子さんが様々な分野のパネリストと語りあい、長時間ながら退屈させない集会でした。登紀子さんからは、『川原湯温泉の人々との絆を深めながら、現在地での地域再生を成し遂げるために役立つことをしたい』との思いが痛いほど感じられました。温泉評論家、石川理夫さんからは「自然のまま湧き出た源泉に良さがあったので、ポンプアップした移転地では泉質が落ち、川原湯温泉の魅力は失われるだろう」との話があって、はっとする衝撃を受けました。

また、下久保ダムを引き合いに、「ダム建設は地域に不幸を招く」と体験を語った群馬県の関口県議、川辺川ダムを「治水・利水・発電、いずれの目的にも不要」を明快に言いきった地元相良村の矢上村長、「ハッ場ダムの地元長野原町は、人口流出と建設の遅れにより財政危機に陥っている」と負担金依存の町財政の問題点を指摘した島根大学の保母名誉教授、全国でダムに沈んだ悲惨な村の現実を写真映像で訴えた大西カメラマン（映画監督）、いずれも素晴らしい内容で充実した集会でした。（田巻）



第4回総会のお知らせ

日時:2008年2月9日(土)14:00-16:00

会場:全水道会館5階中会議室(水道橋駅から3分、tel3816-4196)

今年度の活動について、みんなで意見を出し合しましょう

また、去年5月の加藤登紀子さん現地コンサートのDVDを上映(14分)

証人申請中の遠藤保男さんに、都水道局での現場勤務の経験に基づいた意見書について解説して頂きます。会員の皆様、ぜひお集まり下さい!



ハツ場地質調査報告

2007年12月7日・8日、高橋弁護団長に率いられてハツ場ダムサイトと水没予定地周辺の地質調査に参加した。

今回の調査は訴訟の証人を引き受けてくださる地質の専門家に現地を見ていただくことを目的にしていたので、複数の専門家が同行した。調査地点では専門家の視点での解説をしていただき、この地域が地質学的に構成される経過を知ることができ、とても有意義でかつ、私の知識欲が掻き立てられるすこぶる楽しい調査であった。そんなわけで、夜の勉強会も興味深なもので時間の経過がすこぶる早かった。

調査隊は地形的に険しいところにも踏み入ったが、平衡神経を半分喪失している私はとてもついていくことができず、自分の目で現認できなかつたところが2箇所あったのは悔しい限りである。その他のところは仲間に肩を支えてもらってなんとかこなすことが出来た。

今調査で、ハツ場ダム予定地は地質問題の生の博物館的存在であること実感できたことは、私にとって大きな収穫である。下の6枚の写真で、博物館的存在の一部を紹介する。

この調査での副産物：写真1で分かるように、吾妻渓谷はいわば天然のスリット式穴あきダム。治水効果が抜群であることが判明した。(遠藤)

写真説明：1 吾妻渓谷狭窄部(紅葉谷近く)、2 白岩沢右岸の岩塊表層滑り(大きな岩がゴロゴロ)、3 吾妻渓谷見晴台近くの鏡面(断層断面 この断層が見晴台まで続いていると思われる)、4 鏡面の表面(引っかけ傷が、断層が起きたときの擦り傷と推察される)、5 鏡面の端(隙間が深く続く。ここに湛水された水がしみこみ、地盤崩壊を引き起こす)、6 二社平地すべり土塊上方の急崖(地滑りにより引き剥がされた跡)



勝利を確かに」 ハツ場ダム住民訴訟 3周年集会

2004年9月の住民監査請求以後始まった1都5県のハツ場ダム住民訴訟は各地裁で証人尋問が予定されるところになり、12月9日には3周年を記念する報告集会が開催された。会場の全水道会館に約100人が集まった。

西川伸一(明治大学政経学部教授)が、「官僚技官 公共事業に依存する官僚たち」をテーマに講演し、「事実を書いたら、訴えられてしまった」という経験談から、官僚社会の現状を説いた。教授の研究はその著書「官僚技官」「日本司法の逆説」などに示されている。両著書は会場で当日完売した。



高橋弁護団長はこの日の前日にハツ場の現地の地質調査をした際の、岩に大きな亀裂が入っている場所を紹介し、ダムサイトの危険性を明らかにした(3p参照)

弁護団の事務局長広田弁護士は、「提訴が始まる前に言っておいた通り、この裁判は7回コールド負けなどということにはしない、9回裏まで勝敗は分からない闘いが続く、ということはその通りになっている。被告の弁護士は多額の着手金をもらって弁護をしている。敵側にあるのは金のみだ。我々には正義、理念、友情、連帯・・・があり、ないのは金のみだ。」と語った。

また、テーマ別報告で、治水を坂本博之(茨城)が、危険性を西島和(東京)が、環境を福田寿男(群馬)が解説、さらに裁判進行中の1都5県の原告から状況を報告した。東京の会からは苗村洋子さんが登壇、東京都の水需要予測が1970年代から右肩上がりになっているが、実際のところ配水量は横ばい、あるいは下がっており、これが2000年を過ぎても繰り返していることをグラフに示した。

国会議員の大河原雅子さん(民主党)、保阪展人さん(社民党)、塩川鉄也さん(共産党)もそれぞれ挨拶、ともにハツ場ダム建設を止めていく決意を述べた。川田龍平(無所属)、枝野幸男(民主党)両議員からのメッセージも読み上げられた。参院選後、「公共事業チェック議員の会」(鳩山由紀夫会長)のメンバーは大幅に増え、ハツ場の現地視察を行うなど活発に活動をしている。

最後に「ハツ場あしたの会の活動と連携しつつ、またムダな公共事業の中止や脱ダムの運動と取り組む全国の仲間ともネットワークを組み、4年目を迎えた裁判闘争にあらゆる努力を尽くすことをここに決意します。証人尋問を実現し、そのクライマックスの場で勝利を確かなものにするために、ともに闘って行こうではありませんか!」との「集会アピール」を採択した。(懸樋)

東京弁護団 多士済々

第2回 只野 靖さん



19歳の時にカヌーを始めて、もう16年になる。最近、川に出る機会もめったが、夏の暑い午後には無性に川に出たくなる(ビールも飲みたくなる)。この日本の川の環境は少しずつ変わってきた。もちろん悪くなったのだ。昔(という16年前)、日本には遊び場たる川がまだまだたくさんあった。多摩川、長良川、利根川、木曾川、釧路川、、目を閉じれば、かつて通ったすばらしい川の瀬が目に見えてくる。今はどうか。水が減った。汚くなった。ダムが造られて、カヌーでは下れなくなった。護岸工事がされて、まっすぐにされてしまった。これらは、最近のことではなくて、ずっと以前から少しずつ進行してきたことではあるけれど、川をだめにする要素はたくさんあるが、巨大なダムほど、川の環境を根本的に変えてしまうものはない。ダムが建設されると、自分の遊び場が減ってしまう。こうした極めて個人的な理由から、ダム建設反対に関わる仕事をしようと考えていた。だから、ハツ場ダム訴訟に関わることになったのは、私にとって必

つきは私が所属する東京共同法律事務所の同僚らと出版した

「憲法の危機をこえて」明石書店、2007年に書いた。ご一読いただければ幸いです。

6都県の裁判もいよいよ大詰め。何としてもばかげたダム建設をストップさせたいと思う。

